

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備事業(新規) 【88(一)百万円】

対策のポイント

検疫や防除の専門家を組織化した上で、産地等の要請に応じて適切な専門家を派遣等することにより、産地の実態を踏まえた輸出先国の規制に則した防除体系や栽培方法等の確立・導入に向けた技術的指導を実施します。

<背景／課題>

- ・平成28年5月に取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に沿って我が国の農産物の輸出を今後さらに推進するに当たっては、輸出先国の検疫条件や残留農薬基準に則した防除体系・栽培方法等の普及を強力に進めていくことが重要です。
- ・これには、我が国に発生し、輸出先国が侵入を警戒している病害虫に対する特別な防除や選果等の作業が必要となることや我が国で使用可能な農薬が限定されることなどの課題を解決することが重要です。

政策目標

検疫や防除の専門家から構成されるサポート体制の整備により、産地における輸出先国の規制に則した防除体系や栽培方法等の確立・普及を図ります。

<内容>

1. 事業内容

(1) 専門家の登録・組織化、相談受付等

検疫や防除の専門家を登録・組織化するとともに、相談窓口を開設・運営します。また、産地や事業者等の相談者からの相談内容に応じて、適切な専門家を選出し、専門家は相談者が抱える課題や輸出に関する意向等を聴取して産地・事業者カルテを作成します。

(2) 専門家による産地サポート支援事業

専門家が産地に赴き、産地・事業者カルテに基づき、栽培体系、農作物の生育状況、病害虫の発生状況等、産地の実態に応じて継続的に技術的指導を実施します。

- ① 輸出先国の検疫条件に即した栽培・選果体制を確立・導入するため、栽培管理、病害虫の発生状況調査及び防除、収穫した農作物の消毒及び選果並びに輸出先国の査察受け入れ準備等に関する技術的指導を実施します。
- ② 輸出先国の残留農薬基準に則した防除体系を確立・導入するため、使用する農薬の選定、農薬散布時期の判断及び天敵など化学合成農薬以外の防除方法等に関する技術的指導を実施します。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施機関

平成29年度～平成31年度

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備事業

平成28年5月に取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に則し、検疫や防除の専門家から構成されるサポート体制を整備し、産地・流通・販売事業者の状況に合わせたきめ細やかな技術指導等を行うことにより、輸出先国の規制・条件に合った生産を推進。

農産物の円滑な輸出に向けた課題

- 検疫条件に合致した栽培・防除・選果の実施
- 輸出先国の残留農薬基準に合致した防除体系の確立

輸出に取り組もうとする
流通・販売事業者

- 輸出を円滑に実施するため、産地に対して適切な要求が出来るよう、輸出先国の規則・基準に精通する必要

規則・基準に
適合した農
産物を要求

規則・基準に
適合した農
産物を出荷

輸出に取り組もうとする産地

STEP 1. 輸出計画作成

- 地域特産物の輸出先の選定、輸出業者・海外バイヤーの選定

STEP 2. 輸出先国の規制に合った生産

- 輸出先国の検疫条件に即した栽培・選果の実施、残留農薬基準に合致した防除体系

STEP 3. 園地・こん包施設の登録、輸出検査

- 園地・こん包施設の登録、輸出先国の査察受け入れ準備、輸出検査準備

サポート体制の整備
(事業実施主体)

- ・ 専門家を組織化
- ・ 相談窓口を開設
- ・ 各地へ専門家を派遣

派遣された専門家
によるサポート
(検疫・防除の専門家)

流通・販売事業者、産地の現状に合わせて、産地・事業者カルテ等を活用し、専門家が必要なサポートを強化

- ・ 産地や事業者の意向や抱える課題等を聴取し、産地・事業者カルテを作成
〔 JETRO等を紹介するとともに、事業者と産地とのマッチングをサポート 〕
- ・ 輸出先国の検疫条件に即した栽培・選果等の的確な実施に向けた技術的指導
- ・ 病虫害防除マニュアルを踏まえた防除体系の確立・導入に向けた技術的指導
- ・ 園地やこん包施設の登録、輸出先国の査察受け入れ準備等をサポート

窓口の連携

輸出相談窓口
(JETRO)

情報交換

JETRO、日本青
果物輸出促進協
議会等

緊密に連携

植物防疫所
病虫害防除所等

農林水産業の輸出力強化戦略
(抜粋)

2-(6)海外輸入規制に適合して、
生産する

- ・ 各都道府県に専門家をメンバーとする産地サポート体制を整備し、輸出先国の規制に対応した防除・生産・選果等に関する助言・技術指導等を実施